

# 民泊を全面解禁

## 住宅地で営業認める

政府原案

政府は一般住宅に旅行者らを有料で泊める「民泊」の全面解禁に向けた原案をまとめた。マンションなどを所有する家主がネットで簡単な手続きを済ませれば、旅館業法上の許可なしで部屋を貸し出せるようになる。いまは禁じている住宅地での営業も認める。都市部を中心に足りなくなっている宿泊施設を増やし、訪日外国人の拡大につなげる。

### ネットで申請、許可不要に

関係省庁で細部を詰めた。5月末に閣議決定する方針だ。政府の規制改革実施計画「民泊をめぐっては厚生労働省が4月に旅館業法を改正し、カプセルホテルなどと同じ「簡易宿所」の位置づけで営業できるようにした。政府がまとめた全面解

	民泊の規制は大幅に緩和される	現行制度(旅館業法)	新制度(新法)
立地制限		住宅地は原則禁止	住宅地を含め全面解禁
建築		改修が必要になるケースが多い	一般住宅でOK
手続き		簡易宿所として事業者登録	ネットで簡易登録
受け入れ		拒否は原則できず	宿泊させたくない場合は拒否可能
宿泊制限		なし	年間の宿泊日数に上限を検討



禁案は、マンションや戸建て住宅の所有者に関する規定を緩め、だれでも民泊に参加しやすいようにしたのが特徴だ。

新法では、ネットを通じて都道府県に必要な書類を届け出れば、帳場の設置などを義務づける旅館業法上の許可がいらない。届け出書類には自分が登録する仲介業者のほか、税と社会保障の共通番号(マイナンバー)を記せば、住民票を添えなくてもいい。住宅地での民泊も解禁し、対象地域を大幅に広げる。部屋の所有者が宿泊させたくないと考えた客は、申し込みがあった段階で断れるようにする。ホテルや旅館など旅館業法上の施設は客が感染病にかかっている場合などを除き、宿泊を拒否できない。個人に同じルール

を課せば、民泊をやってみようと思ふ意欲をいじまうと判断した。一定の要件も課す。旅館業法の許可を得て営業しているホテルや旅館に配慮し、営業日数に上限を設ける方向だ。英国が年90泊、オランダが年60泊までに限っており、諸外国の事例を参考に日る。ただし、条件を厳しくしすぎると、民泊事業への参入をめぐり個人や企業が水を差す恐れがある。営業日数を制限すれば採算を割るのが難しくなるため、関係業界からは反発が出そうだが、20年までに訪日客を年間4000万人に増やす目標の達成を妨げる懸念もあり、政府は慎重に新法の詳細を詰める。

残」と懸念を示した。外経済の減速や金融市場の混乱が「企業がもう一歩前へ踏み出す動きを打ちよせさせた面がある」と述べた。